

# 一般社団法人兵庫県サッカー協会基本規程

令和6年3月17日

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人兵庫県サッカー協会（以下「本協会」という。）の定款に基づき、組織及び運営に関する基本原則を定める。

(日本サッカー協会への加盟)

第2条 本協会は、兵庫県域のサッカー界を代表する唯一の団体として、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）に加盟する。

(加盟団体、選手及びチーム等)

第3条 次の団体及び個人は、JFA及び本協会が定める諸規程並びに本協会の指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(1) 本協会に加盟する以下の団体（以下、「加盟団体」という。）

- ① 都市協会（本規程第8章に定める。）
- ② 各種の連盟（本規程第9章に定める。）

(2) 本協会を構成する都市協会の承認を得て、JFAに登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）

- ① 選手
- ② 監督
- ③ 指導者
- ④ 審判

(3) 本協会を構成する都市協会の承認を得て、JFAに登録する以下の団体（以下「チーム等」という）

- ① チーム又はクラブ

(4) 本協会及び加盟団体の役職員その他の関係者

## 第2章 社員

(社員構成)

第4条 本協会は、第3条第1項第1号の都市協会及び第2号の連盟のうち定款第8条の手続きを経たものを社員として構成する。

(資格喪失者の拠出金)

第5条 社員がその資格を喪失したとき、資格を喪失した社員に対しては、既納の会費及びその他の拠出金について、これを返還しない。

(社員代表者)

第6条 社員である加盟団体は、社員総会に出席する者（以下、「社員代表者」という。）を予め指名し、別途定める様式にて本協会に届け出るものとする。

2 社員代表者は、原則として、加盟団体の理事以上の役職者であるものとする。

3 社員代表者に変更がある場合は、別途定める様式にて速やかに本協会に届け出るものとする。

### 第3章 役員等

(役員を選任)

第7条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 前項に定める役員を選任は、理事会が別途定める理事及び監事を選任に関する規定に従うものとする。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 理事及び監事は、本協会の司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。

(理事及び監事を選任方法)

第8条 理事又は監事を選任する議案を決議する社員総会においては、候補者ごとに議決し、過半数の賛成を得なければならない。

2 過半数の賛成を得た理事又は監事の候補者の合計数が定款に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者に対して定数を上限数とする複数無記名投票を実施し、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(都市協会を代表する理事)

第9条 理事には、都市協会の推薦による者が含まれていなければならない。

(理事の社員総会への出席)

第10条 理事は、社員総会に出席して、議長の指名を受けたとき又は議長の許可を得て発言する。

(特任理事)

第11条 特任理事は当該事案に対する見識を持ち業務に精通した者等をもって任命する。

(名誉役員)

第12条 名誉役員を本協会が主催する大会及び事業に来賓として招待することができる。

(特任理事及び名誉役員の解任)

第13条 特任理事及び名誉役員は、いつでも理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第14条 役員は、常勤の理事及び監事を除いて無報酬とする。ただし、交通費等の実費については、

本協会が費用弁償するものとする。

## 第4章 理事会

### （理事会の開催）

第15条 理事会は、原則として年6回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上もしくは監事から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求されたときは、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。

### （理事の議決権）

第16条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

2 出席理事のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使又は書簡による投票は認められないものとする。

## 第5章 司法機関

### （懲罰権）

第17条 JFAが定める懲罰規程（以下「JFA懲罰規程」という）第3条第1項に基づき、この協会の司法機関は、その所管する加盟団体、加盟チーム又は選手等に関する懲罰問題をJFA懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任されている。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げるJFA懲罰規程第3条第2項に該当する懲罰を科す場合には、本協会の司法機関には決定権はなく、懲罰案をJFAに通知し、JFAの規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。

- (1) 6ヶ月間以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止又はサッカー関連活動の停止・禁止
- (2) 50万円以上の罰金
- (3) 不正な利益の没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 観客のいない試合の開催
- (9) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分

### （決定の独立性）

第18条 本協会の司法機関は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなく、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。

(司法機関の組織)

第 19 条 本協会の司法機関は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。

3 委員長は、社員総会の決議によって選任し、委員は委員長が選任する。

4 委員長及び委員は、本協会の理事及び監事を兼ねることができない。

5 委員長及び委員は非常勤とする。

(司法機関の委員の任期)

第 20 条 本協会の司法機関の委員長及び委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(司法機関の事務局)

第 21 条 本協会の司法機関の事務は本協会事務局で行う。

## 第 6 章 委員会

(種別委員会の設置)

第 22 条 登録種別ごとの事業遂行のため、次の常設委員会を置く。

- (1) 第 1 種委員会
- (2) 第 2 種委員会
- (3) 第 3 種委員会
- (4) 第 4 種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) フットサル委員会
- (7) シニア委員会
- (8) キッズ委員会

(専門委員会の設置)

第 23 条 特定の専門的事業の遂行のため、次の常設委員会を置く。

- (1) 審判委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 医科学委員会
- (4) 広報委員会
- (5) リスペクト委員会

(組織及び委員)

第 24 条 常設委員会（以下「委員会」という。）は、それぞれ委員長及び委員をもって構成する。

2 委員会の委員長及び委員は、原則として都市協会から推薦された者とする。ただし、本協会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、各委員会において委員として承認されたものはこの限りではない。

3 委員長は、各委員会において互選により指名される。

(委員の任期)

第 25 条 委員会の委員長及び委員の任期は、各委員会において定める。

(招集・議長)

第 26 条 委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の招集は、各委員に対し会日の 7 日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときはこの限りでない。

(所管事項)

第 27 条 委員会の所管事項は、別表 1 のとおりとする。

2 委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、又は諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

3 2 つ以上の委員会の所管事項に該当する事項については、合同委員会を開催し、又は委員長間で協議したうえ、理事会に付議するものとする。

(委員長の権限)

第 28 条 委員会の委員長は、次の権限を有する。

(1) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告又は意見陳述を行うこと。

(2) 緊急を要するため、委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。

2 委員会の委員長は、前項第 2 号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

(事務局との連携)

第 29 条 委員会は、事業の実施に関しては予め本協会事務局と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

(プロジェクトチームの設置)

第 30 条 定款に掲げる事業を遂行するために特に必要があるときは、理事会の決議を経て第 26 条及び第 27 条に定める委員会以外にプロジェクトチームを設置することができる。

2 プロジェクトチームの設置は有期限とし、理事会において別に定める。

3 プロジェクトチームを統括するためのプロジェクトリーダーは特任理事とし、会長が理事会の承認を得て任命する。

4 プロジェクトリーダーは、事業の進捗状況を理事会に報告するものとする。

(細則の制定)

第 31 条 委員会等は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 32 条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には有給の職員を置く。

(事務局長)

第 33 条 事務局の最高責任者として事務局長を置く。

2 事務局長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。

3 事務局長は、本協会の社員代表者、理事、監事又は司法機関若しくは各種委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。

(事務局に関する規程)

第 34 条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する裁量権限は、理事会の定めるところによる。

## 第 8 章 都市協会

(都市協会)

第 35 条 兵庫県下における行政区画単位もしくは複数の行政区画を合わせた範囲を所轄地域として組織され、別表 2 に掲げるものをいう。

2 都市協会を J F A 加盟団体規則第 4 条第 4 項に基づく本協会の加盟団体と認める。

(都市協会の役割)

第 36 条 都市協会は、地域におけるサッカー界を統括する唯一の団体として、所轄地域におけるサッカーの普及及び振興を図らなければならない。

(都市協会の組織)

第 37 条 都市協会は、J F A の定款及び基本規程に基づきもしくは準じて構成され、またこれを遵守する義務を負う。

## 第 9 章 連盟

(各種の連盟)

第 38 条 本協会は、県域におけるサッカーの普及及び発展を図るため、J F A 加盟団体規則第 12 条各

号に掲げる特定のカテゴリーにおけるサッカーを統括する団体として認められた各種の連盟において、当該連盟の加盟組織または下部組織として兵庫県域を統括する各種の連盟を加盟団体としてみなす。

## 第10章 新たな加盟団体

(新たな加盟団体の認定)

第39条 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、前2条に定める加盟団体として新たに認定することができる。

- (1) 県下の行政区画単位若しくは複数の行政区画を合わせた範囲を対象として組織された当該範囲におけるサッカーの統括団体又は特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること。
- (3) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること。
- (4) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること。
- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること。
- (6) 県域的規模の大会を定期的に主催すること。
- (7) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること。
- (8) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること。
- (9) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること。
- (10) 当該団体に加盟するチームが本協会に存在すること。

2 理事会は、前条に定める各種の連盟として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。

3 社員総会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する社員を除く社員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

## 第11章 登録

(選手登録等)

第40条 サッカー選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途 JFA が制定する「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。

2 フットサル選手の登録及び移籍等に関する事項は、別途 J F A が制定する「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に定めるところによる。

## 第12章 競技

(競技)

第41条 日本国内において開催される国内競技会及び国際競技会の組織並びに運営に関する事項は、

別途JFAが制定する規程に定めるところによる。

(定義)

第42条 本章における次の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 主催 自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること。
- (2) 共同主催（共催） 共同の名義において試合等を開催すること。
- (3) 主管 試合等の運営を主催者から委託を受けて実施すること。
- (4) 後援 他者の主催する試合等を支援すること。（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (5) 協力 他者の主催する試合等に物品を供与し、又は一定の許諾を与える等の方法により協力すること。
- (6) 特別協賛（冠協賛） 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること。
- (7) 協賛 他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること。
- (8) 公認 他者の主催する試合等又は他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること。
- (9) 推薦 他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、サッカー界又は本協会にとって良質又は好ましいものとして認知すること。
- (10) 名義主催 本協会以外の団体が開催する競技会において、本協会を名目上の主催者又は共同主催者（共催者）として許可すること。

(競技会の主催)

第43条 本協会は、理事会が承認した競技会を主催する。

2 名義主催は別途定める手続きにもとづいて申請する。本協会が許可したとき、許可を受けた本協会以外の団体が実質上の主催者となり、主催者責任を負うものとする。

(競技会の名称)

第44条 本協会が主催、共催または名義主催する競技会は、その名称に「兵庫県」を使用することができる。

(主管の委託)

第45条 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、その競技会開催地の都市協会又は各種の連盟に委託することができる。

2 前項の場合、委託された都市協会又は各種の連盟を、主管協会又は主管連盟という。

(アマチュア選手への賞品)

第46条 競技会に参加するアマチュア選手への賞品は、アマチュア選手にふさわしいものでなければならない。

## 第13章 審判

(審判)

第47条 本協会及び都市協会に登録されたサッカー競技の審判員及びフットサル競技の審判員並びにサッカー審判員の指導者及びフットサル審判員の指導者の資格及び地位に関する事項は、別途JFAが制定する「審判員及び審判指導者に関する規則」に定めるところによる。

## 第14章 指導者

(指導者)

第48条 本協会に登録された指導者に関する事項は、別途JFAが制定する「指導者に関する規則」に定めるところによる。

## 第15章 表彰

(表彰)

第49条 本協会は、兵庫県におけるサッカーの発展に寄与、貢献した個人又は団体に対し、敬意及び謝意を表することを目的として表彰を行う。

(対象者)

第50条 本協会が行う表彰の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本協会の役員
- (2) 都市協会の役員
- (3) 加盟チーム、選手及び関係者
- (4) 各種連盟の役員
- (5) 審判員
- (6) その他本協会の名誉を高らしめた者又は運営に多大な貢献をした者

(表彰事由)

第51条 本協会は、前条の対象者が次の各号のいずれかに該当する場合に表彰を行う。

- (1) 役員等として永年にわたり協会及び連盟の運営に貢献したとき。
- (2) 選手の指導、育成において顕著な貢献をしたとき。
- (3) 審判員として永年にわたり競技の実施に貢献したとき。
- (4) 競技会において優秀な成績を収めたとき
- (5) 善行等により本協会の名誉を高らしめたとき
- (6) その他前各号に準ずる行為があったとき。

(表彰者の決定)

第52条 表彰者の決定は、理事会において行う。

(表彰の時期)

第 53 条 表彰の時期及び場所は、会長が決定する。

(表彰に関する規程)

第 54 条 本規程に定めるもののほかは理事会において別途定める。

## 第 16 章 懲罰

(懲罰)

第 55 条 本協会の加盟団体及び選手等の懲罰に関する事項は、別途 JFA が制定する各種の規程に定めるところによる。

## 第 17 章 改正

(改正)

第 56 条 本規程の改正は、社員総会の決議を経て、これを行う。

## 第 18 章 補則

(理事の任期の改正)

第 57 条 関連法令の改正により理事の任期を 4 年（選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで）とすることが可能となった場合は、次に理事が選任される社員総会の開催の時までに速やかに本規程に定める理事の任期を 4 年に改正するものとする。

附則

1. 本規程は、令和 6 年(2024 年)年 3 月 17 日より施行し、施行の日において現にその職にあるものはこの規程によるものとみなす。
2. 本規程の施行の日において、一般社団法人兵庫県サッカー協会定款細則（平成 24 年 6 月 17 日制定、平成 28 年 1 月 16 日改正）及び一般社団法人兵庫県サッカー協会専門委員会規程（平成 24 年 6 月 17 日制定）を廃止する。

別表 1（第 27 条関係）

常設委員会の所管事項
第 1 種委員会

- (1) 1種サッカーに関する事項

#### 第2種委員会

- (1) 2種サッカーに関する事項

#### 第3種委員会

- (1) 3種サッカーに関する事項

#### 第4種委員会

- (1) 4種サッカーに関する事項

#### 女子委員会

- (1) 女子サッカーに関する事項

#### フットサル委員会

- (1) フットサルに関する事項
- (2) ビーチサッカーに関する事項

#### シニア委員会

- (1) シニアサッカーに関する事項

#### キッズ委員会

- (1) キッズサッカーに関する事項

#### 審判委員会

- (1) 競技規則の解釈、適用に関する事項
- (2) 審判員の養成、賞罰に関する事項
- (3) 公式競技のための審判員の派遣に関する事項
- (4) 審判指導者に関する事項

#### 技術委員会

- (1) 選手の育成、強化に関する事項
- (2) 強化方針に基づく技術指導
- (3) 指導者の養成
- (4) その他技術指導に関する事項

#### 医科学委員会

- (1) 選手の健康管理、傷害予防及び救急処置に関する事項
- (2) アンチ・ドーピングに関する事項
- (3) 医事管理に関する教育及び普及に関する事項

- (4) 本協会主催の試合等における医事管理に関する事項
- (5) その他医学及び健康に関する事項

#### 広報委員会

- (1) 本協会の広報に関する事項

#### リスペクト委員会

- (1) ウェルフェアオフィサーに関する事項
- (2) スポーツインテグリティの普及促進に関する事項
- (3) 暴力等追放相談窓口に関する事項

別表 2 (第 35 条関係)

都市協会の名称
尼崎サッカー協会
一般社団法人北摂サッカー協会
一般社団法人西宮サッカー協会
一般社団法人芦屋サッカー協会
一般社団法人神戸市サッカー協会
一般社団法人明石サッカー協会
東播サッカー協会
一般社団法人兵庫県北播磨サッカー協会
一般社団法人姫路サッカー協会
特定非営利活動法人西播磨サッカー協会
丹有サッカー協会
特定非営利活動法人但馬サッカー協会
特定非営利活動法人淡路サッカー協会